

諮 問 書

別府市いきいき健幸部保険年金課

別保年第1438号

令和5年1月30日

別府市国民健康保険運営協議会

会長 内田勝彦様

別府市長 長野恭紘



別府市国民健康保険税賦課限度額及び保険税率の改正について（諮問）

国民健康保険法第11条の規定に基づき、保険税の賦課限度額及び保険税率について、貴運営協議会の意見を求めます。

記

1 保険税賦課限度額について

令和5年度の後期高齢者支援金分の賦課限度額については、前年度より2万円引上げ、22万円とする。

2 保険税率について

令和5年度の保険税率の医療給付費分の「所得割率」について、現行の「9.80%」を0.5%引下げ、「9.30%」とし、「均等割額」について、現行の「27,200円」を2,000円引下げ、「25,200円」とする。

3 改正理由

国民健康保険税の賦課限度額は、地方税法施行令で規定されており、その範囲内で市町村の条例で定めることとされています。大分県国民健康保険運営方針においても、賦課限度額は政令どおりの金額とすると示されていることから、令和5年度の税制改正で予定されている地方税法施行令の改正内容に合わせ、後期高齢者支援金分の賦課限度額を現行の20万円から2万円引上げ、22万円としようとするものです。

また、保険税率につきましては、これまでも2年続けて引下げを行ってきたところでありますが、その後の収支状況が改善されていることや、被保険者を取り巻く生活環境を鑑み、負担軽減を図るため、医療給付費分の「所得割率」を現行の「9.80%」から0.5%引下げ、「9.30%」とし、「均等割額」を現行の「27,200円」から2,000円引下げ、「25,200円」としようとするものです。

ご審議の上、ご答申くださいますようお願いいたします。